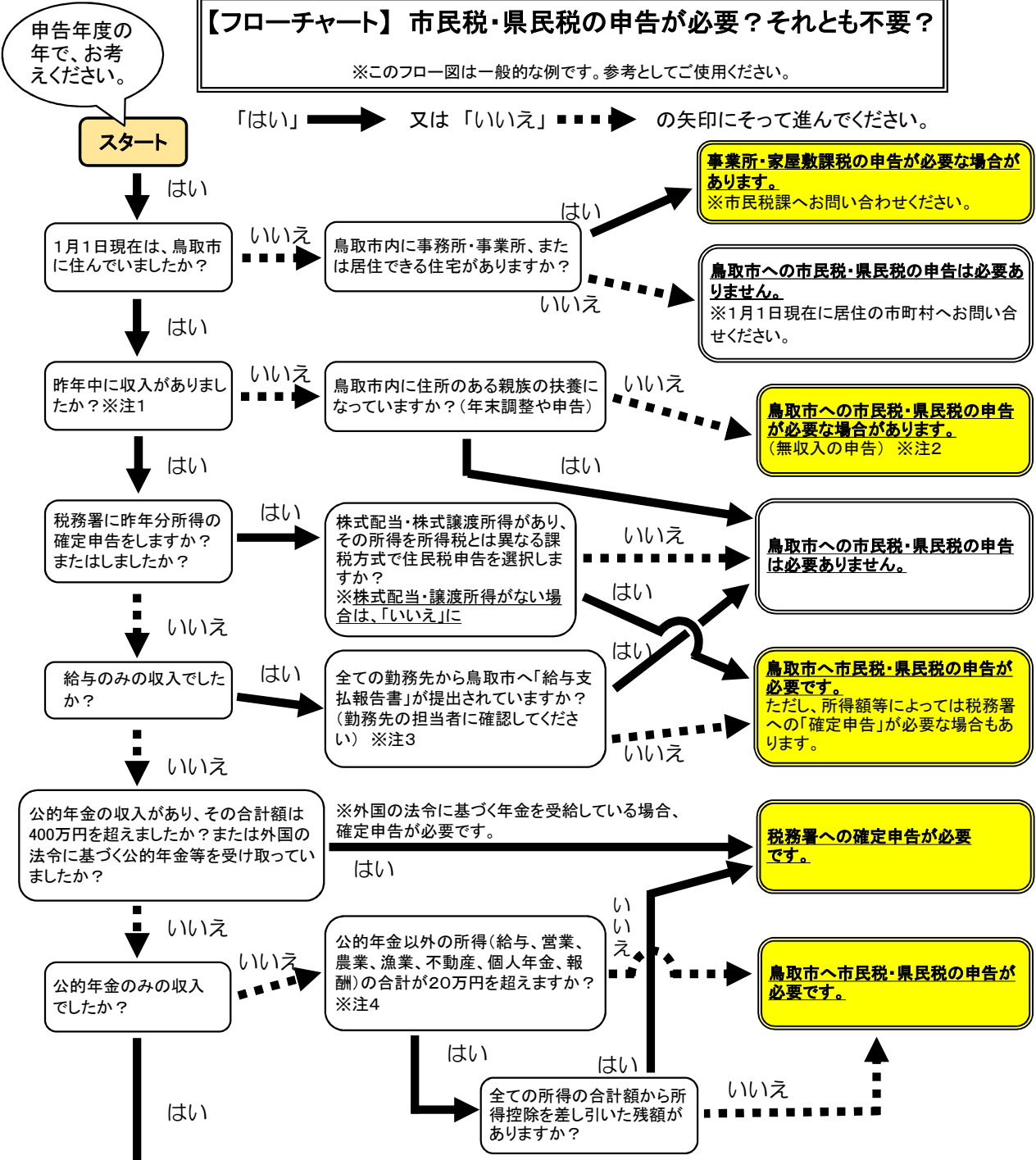


【フローチャート】市民税・県民税の申告が必要？それとも不要？

※このフロー図は一般的な例です。参考としてご使用ください。



日本年金機構等から鳥取市へ「年金支払報告書」が提出されますので、市民税・県民税の申告は必要ありません。

ただし、下記の①または②にあてはまる人で扶養控除や社会保険料控除等の控除申告をすると有利になる場合があります。

①65歳以上(1月1日現在)で公的年金収入が151万5千円超の人。
 ②65歳未満(1月1日現在)で公的年金収入が101万5千円超の人。

また、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された方を他の方の扶養親族に変更する場合には、その方を扶養親族から除外する申告が必要です。

事業所得(農業など)のある人へ
 事前に収入と経費をまとめた「収支内訳書」を作成してください。

医療費控除を申告される人へ
 事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。

注1: 雇用保険、労災保険、障害年金及び遺族年金は課税対象の収入となりません。

注2: 収入がなかった人の記載欄を記入し申告してください。申告をしない場合は諸手続(児童扶養手当、国保料軽減、所得証明発行ほか)に支障となる場合があります。

注3: 勤務先で年末調整がされていない場合は、確定申告することにより所得税の還付がある場合があります。給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人は確定申告が必要です。

注4: 給与以外の所得が公的年金の場合、鳥取市への市民税・県民税の申告は必要ありません。ただし、所得金額等によっては税務署への「確定申告」が必要な場合があります。